

議第2号議案

別居・離婚後の親子の断絶を防止する運用・法整備を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

令和2年6月15日提出

提出者	新座市議会議員	野中 弥生
賛成者	//	谷地田庸子
	//	鈴木 芳宗
	//	小野由美子
	//	助川 昇
	//	嶋野 加代

提 案 理 由

新座市において、こども達への児童虐待及び人権侵害を防止するために、実効性のある共同養育及び面会交流が可能となるよう速やかに運用・法整備を講じるよう国に求めるため、この案を提出する。

別居・離婚後の親子の断絶を防止する運用・法整備に求める意見書

我が国では、別居・離婚に伴う子供の親権・監護権争いを優位に進めるために、婚姻中における一方の親の同意なしでの「子の連れ去り」別居とその後の「親子引き離し」が後を絶ちません。一方の親が、同意なく他方の親に不当に子供を連れ去られ、継続性の原則の下、親権・監護権を奪われ、面会交流が認められず、愛する我が子と全くの断絶状態となってしまいます。このような親が多数存在し、その苦しみの余り自殺する親も相次いでいるのが現状です。

一方的なこどもの連れ去り・引き離しは、子供の成長に長期間にわたり悪影響を及ぼす非人道的行為であり、欧米の先進国では実子誘拐や児童虐待、著しい人権侵害とされ、直ちに元の居住地に子を連れ戻すのに対して、我が国では法的な制限がなく、かつ家庭裁判所が監護の継続性のみを重視するあまり、先に監護を始め、これを継続している実態を法的に追認していることから、悲劇が生じています。

子供は、同居親・別居親双方から愛情と養育を受け続けることが子供の健全な発達にとって好ましく、長期的に「子ども最善の利益」に資することとなることから、別居・離婚による悲惨な親子関係の断絶状態を解消し防止するため、下記の5点を盛り込む運用・法整備と関連する諸施策の拡充を求めます。

記

1 フレンドリーペアレントルール（寛容性の原則）の導入

裁判所は、監護者・親権者を決定する際は、子の連れ去り勝ちとなる「継続性の原則」を廃止し、「寛容性の原則」即ち、フレンドリーペアレント（他方の親により多くの頻度で子を会わせる親）ルールを速やかに採用すること。

2 共同養育・面会交流の拡充

児童虐待防止の観点からも、親子が離れて暮らしている場合には、親子が常時、連絡がとれることと、会いたい時に会えるように共同養育及び面会交流の支援・拡充を図ること。

3 子供の連れ去りの禁止

同意なく子供を連れ去った場合には、子供を速やかに元の場所に戻し、子供の養育について話し合うこと。また、子供を速やかに元の場所に戻すことに応じない場合には、子供を連れ去られた親に暫定監護権を与えること。

4 共同養育計画の作成義務化

共同養育計画の作成を離婚時の義務とし、離婚の成立要件とすること。また、子供と離れて暮らす親に共同養育・面会交流を義務化すること。

5 DV法の運用改善

DVの判断は、被害を申し立てた者の主観的な意見を行政が安易に受理するのではなく、警察の捜査を義務付け、証拠主義とすること。特に、精神的DV主張については、双方の主張をきちんと聴取し、客観的な基準による専門家の確認の手順を加えること。また、親権・監護権の獲得等を目的とする「ねつ造DV」「虚偽DV」は、悪質な行為と認定し、罰則を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

埼玉県新座市議会

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

法務大臣 様

厚生労働大臣 様